

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例

（札幌市普通河川管理条例の一部改正）

第 1 条 札幌市普通河川管理条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のよ
うに改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表鉦工業用水の項の前に次のように加える。

発電用水	1 口	1 年度	常時理論水力に 1,976 円を乗じ て算出した額と、最大理論水力 と常時理論水力との差に 436 円 を乗じて算出した額との合計額 に 100 分の 110 を乗じて得た額
------	-----	------	---

(2) 別表 1 流水占用料の表備考に次のように加える。

4 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

5 常時理論水力若しくは最大理論水力が 1 キロワット未満である
とき又は常時理論水力若しくは最大理論水力に 1 キロワット未満の
端数があるときは、常時理論水力若しくは最大理論水力又はその端
数を 1 キロワットとみなして計算する。

(3) 別表 2 土地占用料（年額）の表中

27 円	29 円 70 銭
39 円	42 円 90 銭
59 円	64 円 90 銭

30 円	33 円
43 円	47 円 30 銭
64 円	70 円 40 銭

78 円	85 円 80 銭
120 円	132 円
160 円	176 円
730 円	803 円
1,100 円	1,210 円
1,500 円	1,650 円
650 円	715 円
1,000 円	1,100 円
1,400 円	1,540 円
65 円	71 円 50 銭
7 円	7 円 70 銭
1,300 円	1,430 円

を

86 円	94 円 60 銭
130 円	143 円
170 円	187 円
800 円	880 円
1,200 円	1,320 円
1,700 円	1,870 円
710 円	781 円
1,100 円	1,210 円
1,600 円	1,760 円
71 円	78 円 10 銭
7 円	7 円 70 銭
1,400 円	1,540 円

に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第 2 条 札幌市流水占用料等徴収条例（平成 1 2 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表鉦工業用水の項の前に次のように加える。

発電用水	1 口	1 年度	常時理論水力に 1,976 円を乗じて算出した額と、最大理論水力と常時理論水力との差に 436 円を乗じて算出した額との合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額
------	-----	------	---

(2) 別表 1 流水占用料の表備考に次のように加える。

- 4 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 5 常時理論水力若しくは最大理論水力が 1 キロワット未満であるとき又は常時理論水力若しくは最大理論水力に 1 キロワット未満の端数があるときは、常時理論水力若しくは最大理論水力又はその端数を 1 キロワットとみなして計算する。

(3) 別表 2 土地占用料（年額）の表中

27 円	29 円 70 銭		30 円	33 円
39 円	42 円 90 銭		43 円	47 円 30 銭
59 円	64 円 90 銭		64 円	70 円 40 銭
78 円	85 円 80 銭		86 円	94 円 60 銭
120 円	132 円		130 円	143 円
160 円	176 円		170 円	187 円
730 円	803 円		800 円	880 円
1,100 円	1,210 円	を	1,200 円	1,320 円
1,500 円	1,650 円		1,700 円	1,870 円
650 円	715 円		710 円	781 円
1,000 円	1,100 円		1,100 円	1,210 円
1,400 円	1,540 円		1,600 円	1,760 円
65 円	71 円 50 銭		71 円	78 円 10 銭
7 円	7 円 70 銭		7 円	7 円 70 銭
1,300 円	1,430 円		1,400 円	1,540 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市普通河川管理条例別表 1 流水占用料の表及び2 土地占用料（年額）の表の規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市流水占用料等徴収条例別表 1 流水占用料の表及び2 土地占用料（年額）の表の規定は、施行日以後における流水又は土地の占用（以下「流水等の占用」という。）の期間に係る流水占用料又は土地占用料（以下「流水等占用料」という。）について適用し、施行日前における流水等の占用の期間に係る流水等占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

普通河川及び準用河川について、発電用水に係る流水占用料を新たに定める

とともに、北海道が徴収する一級河川及び二級河川に係る土地占用料の改定に合わせて土地占用料を改定するため、本案を提出する。